

教 学 第 16 号
令和4年（2022年）4月8日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市除く）
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージについて（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、初等中等教育局教育課程課、初等中等教育局児童生徒課、初等中等教育局健康教育・食育課、高等教育局学生・留学生課から別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

つきましては、各学校において、別添2「『アダルトビデオ』出演強要問題緊急対策パッケージ」について、入学ガイダンスや学校のホームページ等を活用して生徒や保護者に対して周知するとともに、被害の防止に努めるようお願いいたします。

（生徒指導係）



事務連絡
令和4年4月1日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
御中
各国公立大学担当課
各公私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局学生・留学生課

「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージについて（依頼）

日頃より、文部科学行政に御尽力・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「アダルトビデオ」出演強要問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害です。成年年齢の引下げにともなって、従来の未成年者取消権による抑止効果がなくなり、本人の意に反して「アダルトビデオ」出演を強要されることが増えるような事態は、何としても回避しなければなりません。このため、政府では、別添のとおり、「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージをとりまとめました。

緊急対策パッケージにおいては、これまでの取組に加え、4月の「若年層の性暴力被害予防月間」において、成年年齢の引下げに伴い、AV出演強要を始めとする若年層の性暴力被害が拡大することを予防するための集中的な広報・啓発を行うこととしているほか、AV出演強要に関する「手口」の更なる情報収集を行い注意喚起を図ることとしています（※）。また、被害者保護に係る各種法制度の運用強化を図ることとしています。

つきましては、これらの取組に関して、入学ガイダンスや学校・大学等の掲示板・

HP 等を活用した生徒・学生等や保護者に対する周知啓発、消費者教育や「生命（いのち）の安全教育」等を通じた教育啓発をお願いいたします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれでは所轄の学校に対して、各公私立大学・各公私立短期大学担当課・各公私立高等専門学校担当課におかれでは学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれでは所管の専修学校に御周知くださるようお願いします。

別添 1：「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージについて（概要）

別添 2：「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージについて

○関連資料等

- ・(※) 「アダルトビデオ」出演強要の被害について（内閣府男女共同参画局 HP）
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/av_jk/example.html
- ・令和 4 年 3 月 28 日付事務連絡「成年年齢引き下げに伴う性暴力被害の予防に関する周知について（依頼）」【参考資料 1】
- ・「生命（いのち）の安全教育」啓発資料（高校（卒業直前）、大学、一般）【参考資料 2】
- ・「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き（高校卒業直前）【参考資料 3】

(担当)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画企画係 五十嵐、吉永
電話：03-5253-4111（内線：3073）
Mail : danjo@mext.go.jp

「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ（概要）別添1

〔令和4年3月31日〕

〔いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定〕

1. 若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化

- ・大学、短大、高専、高校等に向けた周知、10代・20代をターゲットにしたSNS広告等【実施済】
- ・ワンストップ支援センター（全都道府県に設置）への周知、日本司法支援センターとの連携【実施済】
- ・4月の「若年層の性暴力被害予防月間」において、**成年年齢の引下げに伴い、AV出演強要を始めとする若年層の性暴力被害が拡大することを予防するための集中的な広報・啓発**
- ・AV出演強要に関する「手口」の更なる情報収集を行い注意喚起。教育啓発や各種相談窓口と共有・活用
- ・2. の各種法制度等について、**学校教育の現場**などで教育啓発を進める。

2. 被害者保護に係る各種法制度の運用強化等

(1) 被害者保護に係る各種法制度の運用強化

- ・以下のような**多面的・重層的な被害者保護に係る各種法制度を周知徹底し、運用を強化**
- ・各種法制度や（2）の自主規制も含め、**各種相談窓口**（ワンストップ支援センター、警察、日本司法支援センター、人権擁護機関等）に向けて周知し、対応を強化
例：民法（公序良俗違反による無効、錯誤・詐欺・強迫による取消し、履行を強制することができない債務など）、
消費者契約法（不実告知・退去妨害等がされた場合の取消、平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項・消費者の利益を一方的に害する条項の無効）、
刑法（淫行勧誘罪、暴行罪、脅迫罪、逮捕及び監禁罪、強要罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪）、労働者派遣法・職業安定法（公衆衛生又は公衆道德上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣・職業紹介、労働者の募集又は供給を行った罪）、労働基準法（強制労働の禁止・賠償予定の禁止）

(2) AV人権倫理機構の自主規制

- ・AV人権倫理機構において、「**出演年齢を20歳以上とすることを強く推奨**。例外として18、19歳のAV出演希望者を受け入れる場合には、①18歳で高等学校などに在籍する者との契約等は行わないこと、②丁寧な出演意思確認を各工程の際に実施すること、③顔バレ等リスクの十分な説明や熟慮期間を置くこと」旨の**自主規制**
- ・**ルール逸脱行為があつた場合の対応**についてAV人権倫理機構も交えて調整・整理。**ルールを逸脱する業者が極めて悪質な業者であり、危険性が高いことを周知**

「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ

令和4年3月31日
 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・
 「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定

アダルトビデオ（AV）出演強要問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害である。

令和4年4月1日から施行される成年年齢引下げに伴って、本人の意に反してAV出演を強要されることが増えるような事態は、何としても回避しなければならない。

このため、改めて、AV出演強要問題に対して政府一体となって強力に取り組んでいくため、緊急対策パッケージをまとめたものである。

1. 若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化

令和4年3月において、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等に向け、ポスター、リーフレット、動画を通じた周知、10代、20代をターゲットにしたSNS広告による動画の周知を行ってきた。

また、全都道府県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（ワンストップ支援センター）に対して、被害相談があった場合における、弁護士相談や弁護士紹介等の法的支援、警察への相談等の積極的な実施について周知を行った。さらに、日本司法支援センター（法テラス）に対し、ワンストップ支援センターにおいて成年年齢引下げに伴う被害相談があった場合の法的支援について協力を求める事務連絡を発出した。ワンストップ支援センターに対しても、法テラスとの連携について事務連絡を発出した。

さらに、本年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」において、SNS、トレインチャネル等を活用し、AV出演強要を始めとする成年年齢の引下げに係る若年層の性暴力被害予防について、以下のとおり集中的に広報・啓発を行う。

- (1) ポスター、リーフレット、動画、まんがの作成・配布、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用した広報活動
- (2) インフルエンサーや有識者と協働したオンラインイベントの実施
- (3) SNSやトレインチャネル等を活用した広報

これらに加え、電話や対面での脅し、途中で話が変わる、加害者の都合の良い証拠の形成などAV出演強要に関する「手口」について、民間の支援団体とも連携して更なる情報収集を行い、注意喚起を図るとともに、教育啓発や各種相談窓口とも情報を共有し、活用を促す。

AV出演強要問題に関し、「2. 被害者保護に係る各種法制度の運用強化等」における各種法制度等について、学校教育の現場などで、性被害の予防や対処に関する教育を含め、教育啓発を進める。

2. 被害者保護に係る各種法制度の運用強化等

(1) 被害者保護に係る各種法制度の運用強化

A V出演は、性的な行為を内容とするものである。法治国家として、成人として扱われる者の様々な権利・立場を守るために、被害者保護に係る各種法制度を徹底活用し、しっかりと適用することにより、A V出演強要問題に対処することが重要である。

A V出演強要への被害者保護に係る法制度は、以下のとおり多面的・重層的に存在しており、泣き寝入りやあきらめによる撮影を防ぐため、各種法制度の運用を強化する。

また、各種法制度や（2）の自主規制の取組について、ワンストップ支援センター、都道府県警察の本部・警察署・交番等の警察の各種相談窓口、法テラス、人権擁護機関における専用相談窓口等に向けて周知し、対応を強化する。

(例：条文は別添参照)

【民法】

- ・公序良俗違反による無効（第90条）、錯誤や詐欺・強迫による取消し（第95条、第96条）
- ・履行を強制することができない債務（第414条第1項ただし書）

【消費者契約法（対象：消費者）】

- ・重要事項について事実と異なることを告げる（第4条第1項第1号）、被害者が勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず退去させないこと（第4条第3項第1号）等による取消
- ・契約の解除に伴い事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える違約金を定める契約条項（第9条第1号）、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものであって、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項（第10条）などの不当な契約条項の無効

【刑法】

- ・淫行勧誘罪（第182条）、暴行罪（第208条）、脅迫罪（第222条）、逮捕及び監禁罪（第220条）、強要罪（第223条）、強制わいせつ罪（第176条）、強制性交等罪（第177条）など

【労働者派遣法（対象：労働者）】

- ・公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした罪（第58条）
〔1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金〕

【職業安定法（対象：労働者）】

- ・公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介、労働者の募集又は供給を行った罪（第63条）〔同上〕

【労働基準法（対象：労働者）】

- ・法第5条（強制労働の禁止）に違反した罪（第117条）〔同上〕
- ・法第16条（賠償予定の禁止）に違反した罪（第119条）〔6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金〕

(2) AV人権倫理機構の自主規制

本年3月23日、AVの業界の健全化を図る第三者的な機関であるAV人権倫理機構から、以下の新たなルールを会員団体に通知している。

①AVへの出演年齢を20歳以上とすることを強く推奨する。

②例外として18、19歳のAV出演希望者を受け入れる場合には、

ア 18歳で高等学校などに在籍する者との契約等は行わないこと、

イ 丁寧な出演意思確認を各工程の際に実施すること、

ウ 顔バレ等リスクの十分な説明や熟慮期間を置くこと など

このような自主規制が行われている中で、ルールを逸脱するような行為があつた場合の対応についてAV人権倫理機構も交えて調整・整理する。また、ルールを逸脱する業者が極めて悪質な業者であり、危険性が高いことを周知していく。

以上

事務連絡
令和4年3月28日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
御中
各国公立大学担当課
各公私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局学生・留学生課

成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する周知について（依頼）

令和4年3月11日付事務連絡「令和4年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について（依頼）」でもお知らせしたとおり、本年4月1日から成年年齢が引き下げられることに伴い、18歳、19歳の若年者は、親の同意がなくても契約ができるようになり、また、未成年であることを理由とした契約の取消し（未成年者取消権）をすることができなくなります。

そのため、性的な行為の撮影をするという認識がないまま契約し、撮影を強要される問題（いわゆるAV出演強要問題）についても、より一層の注意喚起が必要なことから、この度、内閣府において、別添2のとおり、成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する資料と啓発動画が作成されました。

つきましては、別添2について、新入生ガイダンス等での配布や、学校、大学等の掲示板等への掲出等していただくなど、生徒・学生等に、資料及び啓発動画に関する情報が確実に届くよう周知いただき、被害の防止に万全を尽くしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれでは所轄の学校に対して、各国公立大学・各公私立短期大学担当課・各国公私立高等

専門学校担当課におかれては学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に御周知くださるようお願いします。

○成年年齢引下げに関する啓発動画

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html

※令和4年度「若年層の性暴力被害予防月間」のポスター及びリーフレットについても、上記ウェブサイト及び右記QRコードからダウンロードいただけます。



○附属資料

別添1：令和4年3月18日付内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長通知「成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する周知について（依頼）」

別添2：「2022年4月1日から成年年齢は18歳になります。性犯罪に巻き込まれないよう、18歳になったら、契約は慎重に！」

(担当)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

男女共同参画企画係 五十嵐、吉永

電話：03-5253-4111（内線：3073）

Mail : danjo@mext.go.jp

事務連絡
令和4年3月18日

文部科学省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

総合教育政策局男女共同参画学習室長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する周知について（依頼）

本年4月1日から成年年齢が引き下げられることに伴い、18歳、19歳の若年者は、親の同意がなくても契約ができるようになり、また、未成年であることを理由とした契約の取消し（未成年者取消権）をすることができなくなります。

その中で、性的な行為の撮影をするという認識がないまま契約し、撮影を強要される問題（いわゆるAV出演強要問題）について、より一層の注意が必要なことから、この度、成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する資料と動画を作成いたしました。

つきましては、貴省所管の教育機関等の掲示板に別添資料を掲出等していただき、学生・生徒等に、資料、動画の周知方よろしくお願ひ申し上げます。

○成年年齢引下げに関する啓発動画

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html



○周知用資料（別添）

(本件照会先)
内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課
林（課長補佐）、城谷、福井
TEL : 03-5253-2111 (内 37552, 37555)
Mail : g.sa.j8t@cao.go.jp

2022年4月1日から 成年年齢は18歳になります。

別添2

性犯罪に巻き込まれないよう、18歳になったら、契約は慎重に！



性暴力の悩み、ひとりで抱えこまないで。ためらわずに、御相談ください。

【電話による相談】

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター（内閣府）

性犯罪被害相談電話(警察)

はやくワンストップ

#8891 #8103

【SNSによる相談】

キュアタイム



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは？

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターでは、緊急避妊薬の処方や性感染症検査、証拠採取などの医療的支援、相談、カウンセリングなどの心理的支援、警察への同行支援、弁護士など専門家を紹介する法的支援などを行います。

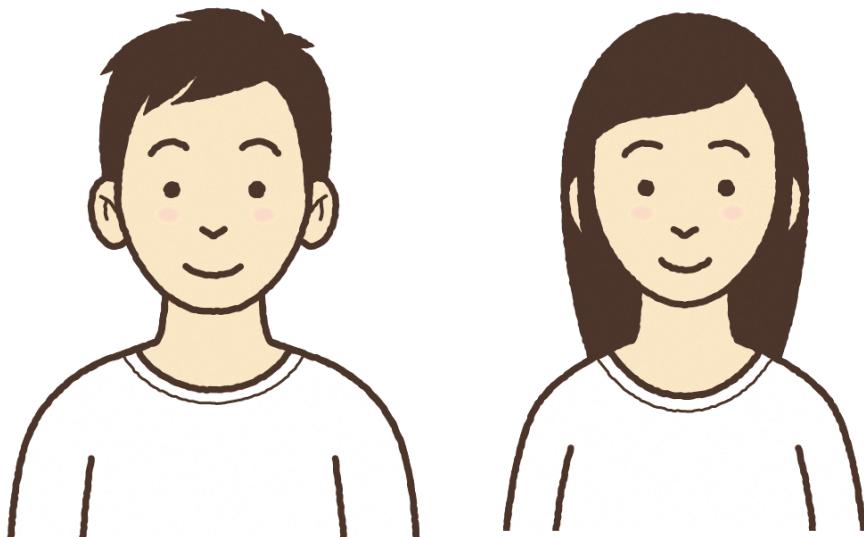


成年年齢引下げに関する啓發動畫は
ウェブサイトでご覧いただけます。

* プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。安心してご相談ください。

お互いの心と体を 大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—



誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。
しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されてしまいます。
この冊子には、自分の心と体を大切にし、
周りの人の心と体も大切にするためのヒントが書かれています。
一人で、あるいは周りの人と一緒に読んで、
今日から自分に何ができるか考えてみましょう。

目次

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きています
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先

● 性暴力とは

いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、自分で決めることができます。望まない性的な行為は、すべて性暴力にあたります。

あなたや周りの人は、自分の心と体を尊重される権利を持っています。性暴力は、その権利を著しく侵害するものです。被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。

性暴力は決して許されないものであり、被害者は悪くありません。

※性暴力は、刑法の処罰の対象となり得ます。

どのような性暴力があるの？（例）

同意のない性的な行為

- 同意のない状態でのボディタッチ、キス、性交等



- アルコールや、レイプドラッグ等の薬物を使用した性暴力



痴漢



- SNS等を通じた性被害



セクシュアルハラスメント (他人を不快にさせる性的な言動)

じろじろ見られて嫌だな

しつこくデートに誘われる

肩を揉まれたけど嫌だな

性的なからかいを受けて嫌だな

アダルトビデオ（AV）への出演強要等の性産業への望まない従事

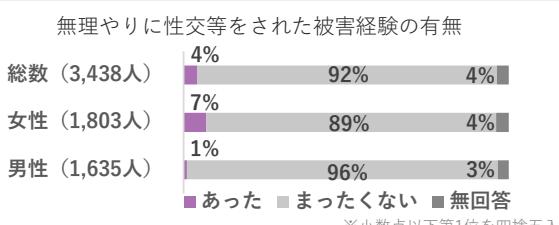


● どのような被害が起きているの？

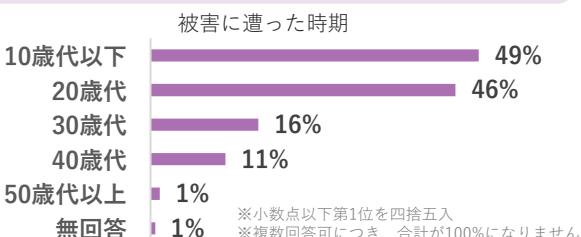
性暴力は、性別、年齢にかかわらず起こります。

男性から女性のみならず、女性から男性、同性間でも、性暴力は起こります。身近な人や恋人、夫婦の間でも起こります。

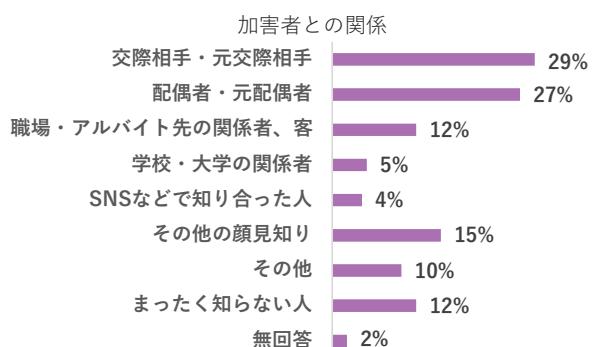
男女合わせて約24人に1人、女性は約14人に1人が無理やりに性交等をされた経験があります。



無理やりに性交等をされたことがあった人に、被害に遭った時期を聞いたところ、「10歳代以下」が49%、「20歳代」が46%となっています。



無理やりに性交等をされたことがあった人に、加害者との関係を聞いたところ、「交際相手・元交際相手」が29%、「配偶者・元配偶者」が27%となっています。面識のある人からの被害が大多数を占め、まったく知らない人からの被害は12%です。



出所：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査
(令和2年度調査)

● 身近でこのような被害が起きています

- ・ 恋人から無理やり性交をさせられた。また、コンドームをつけてとお願いしたが断られた。
- ・ 誘いを受けて知り合いの自宅を訪れたところ、無理やり性交された。

相手が配偶者や恋人であっても、家に来てくれたとしても、性的な行為に同意がなければ性暴力です。また、避妊に協力しないことも性暴力にあたります。



- ・ 大学の指導教官から「卒論の個別指導をしてあげる」と自宅に呼ばれ、無理やりキスをされそうになった。
- ・ 入社を希望する企業の社員と食事した後に、無理やり抱きしめられて「選考に有利になるから」とホテルに連れていかれた。

対等な関係でない人との間で、性暴力が起きやすいです。
就職活動中に性暴力を受ける場合もあります。

● ほかにもこのような被害が…

繁華街を歩いていたら「モデルになりませんか?」とスカウトされて事務所と契約。
撮影現場に行くとAVへの出演を強要され、断ろうとしたら「契約違反となる、違約金が必要」等と脅され、無理やり出演させられた。

嫌だと思ったら嫌だと言うことができます。その場から逃げたり、信頼できる人や専門機関に相談したりすることもできます。

● 性暴力が起きないようにするには

お互いに気持ちのよい関係を築き、相手の意思を尊重することで、性暴力を防ぐことができます。

ポイント1 お互いに気持ちのよい関係を築こう

- ・ 対等な関係でない人との間で、性暴力が起きやすいです。
- ・ 相手への思いやりがなかったり、自分と相手との意見や考え方の違いを受け入れなかったりすると、性暴力につながることがあります。
- ・ 相手に暴力をふるってもいいという考えが、性暴力につながることがあります。

- 相手への思いやりを持ち、対等にコミュニケーションが取れる関係性を築きましょう。
- 相手のことを大切にし、自分と相手との意見や考え方の違いを受け入れ、多様性を尊重しましょう。
- どんな事情があっても、身体的・精神的・性的な暴力をふるうことは許されません。暴力を認めず、暴力によらない解決方法や行動を取りましょう。

ポイント2 相手の同意を確認し、相手の意思を尊重しよう

- ・ 相手の同意のない状態で一方的に性的な行為をすることは性暴力です。
- ・ 相手への思い込みが、性暴力につながることがあります。
例：「相手も性的な行為をしたいはず」「恋人・配偶者だから性的な行為をして当然」
- ・ 避妊についても、相手の意思を確認・尊重しないことは性暴力にあたります。

- イヤと言っていない=YESではありません。また、キスをしたから性交もしてよいわけではありません。
- アルコール等により相手の意識がない状況では、同意を確認したことになります。相手が自分の意思で選択できてはじめて、同意が確認できることになります。
- 少しでもイヤだなと思うことや、避妊に関する不安を感じることがあったら、パートナーに伝えましょう。

● 困った時はどうすればいいの？

被害に遭った人、被害に遭ったかもしれないと思う人へ

あなたは悪くありません。被害に遭った時に、体が固まる、声が出せないことはよくあります。突然ショックな経験をすると、自然な反応として、心や体に様々な変化が生じます。

一人で抱え込まず、まずは性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の専門機関や、信頼できる人に相談しましょう。



● 被害直後（72時間以内）の人へ

- ・ 妊娠が心配な場合は、被害から72時間以内であれば、緊急避妊薬により妊娠を防げます。
すぐ産婦人科に相談しましょう。性感染症が心配な場合も、早めに医療機関に相談しましょう。
- ・ 警察や病院で、証拠を採取することができます。警察や病院には体を洗わず、すぐ行きましょう。
証拠（衣服や下着、薬物が使われた場合は飲んだもの等）があれば持参しましょう。
- ・ ワンストップ支援センターでは、病院や警察への同行支援を行っています。

● 被害後しばらくたった人へ

- ・ 妊娠や性感染症が不安な場合は、早めに産婦人科を受診しましょう。
- ・ 眠れない、食欲がない、吐き気がする等、心や体に不調を感じたら、ワンストップ支援センター等の専門機関に、まずは相談してみてください。
- ・ 被害から72時間以上経っても、証拠が残っていないなくても、警察に相談できます。
一人で警察に相談したり、病院等で検査を受けたりすることが不安な時は、まずはワンストップ支援センターに相談してください。

相談を受けたら

- ・ 相手の気持ちを丁寧に聞き、そのまま受け止め、「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください。
- ・ 二次被害を防ぐために、「あなたも悪かった」「なぜ断らなかったの」「早く忘れたほうがよい」等と言わないようにしましょう。
- ・ 被害者の意思を大切にしましょう。一方的に助言して話を進めたり、安易に励ましたりしないようにしましょう。

困っている人を見かけたら

- ・ 自分の身を守ることを第一とし、可能な状況であれば介入しましょう。（例：無理にお酒を飲まされそうになっている人には「そろそろ帰ろう」と言う／無理に飲ませようとしている人には「次はソフトドリンクを頼みましょう」と言う等）
- ・ 自分だけで介入できない場合は、周囲の協力を得て対応しましょう。（お店の従業員に助けを求める、警察に通報する等）

● 相談先

困ったことや辛いことがあったら、迷わず相談してみましょう。
あなたの気持ちを、まずは話してみませんか。

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター

8891（はやくワンストップ※全国共通番号）
※最寄りのセンターにつながります。



被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。関係機関と連携し、産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等を行います。（各センターによって、支援内容は異なります）

警察相談専用電話

9110（※全国共通番号）※発信場所を管轄する都道府県の警察本部等の総合窓口につながります。



ストーカー、AV出演強要等、警察に相談したいことがある時の相談窓口。（急を要する場合は110番通報）

女性の人権ホットライン(法務局・地方法務局)

0570-070-810（ゼロナナゼロのハートライン）
※最寄りの法務局・地方法務局につながります。
※インターネットで相談可。



パートナーからの暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー等、女性の人権問題に関する相談窓口。性的画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する相談も受付。

性犯罪被害相談電話

8103（ハートさん ※全国共通番号）
※発信場所を管轄する都道府県警察の窓口につながります。



各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。
(急を要する場合は110番通報)

ハラスメント悩み相談室 (厚生労働省委託事業)

0120-714-864（ナイヨ ハラス）
※メール相談可。（専用相談フォームから連絡）



セクシュアルハラスメント等の、ハラスメントに関する相談窓口。

犯罪被害者支援ダイヤル (日本司法支援センター(法テラス))

0570-079714（なくことないよ）
※IP電話からは03-6745-5601。メール問合せも可。



被害に遭われた方やご家族の状況等に応じて適切な法制度や相談窓口を紹介。

※ 相談受付時間等は、各機関のウェブサイトをご確認ください。
※ ほかにも、民間団体も含め相談に乗ってくれる専門機関があります。一人で悩まず、まずは相談してみてください。

7. 指導の手引き（高校卒業直前）

● 高校（特に卒業直前の生徒）におけるねらい

- ・ 性暴力が起こる背景や、現状のデータ、具体的な事例を通して、性暴力について正しく理解できるようにする。
- ・ 性暴力の被害に遭いそうになったとき、もしくは被害に遭ったときに取るべき行動を理解し、適切に対応できるようにする。
- ・ 性暴力の加害者・傍観者にならないようにするために、性暴力は決して許されないものであることを理解し、適切な意思決定ができるようにする。

● 指導事例

① 題材名「生命の安全教育」

② 学年（目安）

高校3年生

③ 使用教材

■ 教材

- ・ 「生命の安全教育（高校卒業直前）」

※ 高校卒業前に啓発資料として配布し、卒業前の生徒の実情等を踏まえて必要に応じて指導するものとする。

■ 授業で活用可能なその他教材・資料（例）

- ・ 内閣府「令和2年度男女間における暴力に関する調査」

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html

④ 題材について

■ 題材設定の理由

- ・ 性暴力は身近な問題であり、知り合いから性暴力を受ける場合が多いことを理解する必要がある。
- ・ 生徒は高校卒業後の進学先や職場等で、性暴力に遭う可能性があり、被害を未然に防ぐためにできることや、被害に遭った場合の対処法を事前に理解する必要がある。
- ・ 被害が起きないような環境づくりが重要であり、加害者、傍観者にならないための思考や態度を身に付ける必要がある。

■ 指導上の留意点

- ・ 性暴力について正しく理解できるよう、定義や現状、事例等を交えて指導する。性暴力被害に関するデータを紹介することで、被害が身近に起きていることを生徒が実感する上での一助となる。また、必要に応じて性暴力に関連する刑法の条文（後述）も紹介する。ただし、生徒の中には被害者がいる可能性を念頭に置き、説明の際の表現には十分注意が必要である。
- ・ 性暴力が起きる原因を考えさせ、被害が起きないためにはどうしたらよいかについて考えを深めさせる。また、加害者・傍観者にならないために何ができるかを考えさせて、意識づけを行う。
- ・ 生徒の性行為については、たとえ合意がある場合であっても、性感染症のリスクや、妊娠によって生じる社会的責任や生活の変化に対応できるかどうか等について、発達段階を踏まえて、必要に応じて適宜指導する。

- 「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項
- すでに被害を受けている生徒がいるかもしれないと意識すること。授業の中で、二次被害を受けることのないよう配慮が必要である。
 - 過去に性暴力に遭った生徒がいることを把握している場合、授業前に個別に声をかけて授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝える。また、学校側が把握していない場合、性暴力の被害に遭ったもしくは遭っている生徒がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席してよいことを伝えるとともに、配慮が必要と思われる生徒がいれば授業中の様子を特に注意深く見守る。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、生徒の様子を見て適宜フォローする。
 - 授業を通じて生徒が、被害に遭っているので相談したいと思ったり、あるいは自分が性暴力に遭ったことに気づいたりする可能性がある。困ったことがあれば周りの信頼できる人や専門機関に相談するよう生徒に伝える。

⑤ 展開

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
導入	・ 学習上の注意点	・ 学習中に不調を来して退出した い等の場合は教師に申し出てよ いこと等を伝える。	一
	・ 授業のねらいや全体像を 知る	・ 授業のねらい、授業で取り扱わ れる内容の全体像を説明する。	教材 P. 1
展開	・ 性暴力とは何かを知る	・ 生徒によって前提知識が異なる 可能性があることも考慮しつ つ、基本的知識を伝える。 ・ 性暴力は人権侵害で決してあつ てはならないものであること、 被害者は悪くないことを伝え る。	教材 P. 2
	・ 性暴力のデータ、事例、 その背景等を理解する	・ 性暴力が身近で起きていること を説明する。 ・ 事例や背景の説明を通じて、ど のようなことが性暴力にあた り、なぜそのようなことが起 こるのかを伝える。	教材 P. 2-3
	・ 性暴力が起きないように するために、良好な関係 性の構築が重要であるこ とや、同意のない行為は 性暴力であることを理解 する	・ 性暴力が起きないようにするた めのポイントを説明する。 ・ 周りの人の心と体を大切にする ためにできることについて、ペ アワークやグループワークで考 えさせる時間を持つてもよい。	教材 P. 3
	・ 性暴力の被害に遭ったと き、相談を受けたとき、 見かけたときに取るべき 行動を理解する	・ 被害に遭ったときには、一人で 抱え込まず、専門機関や信頼で きる人に相談することを伝え る。 ・ 相談を受けたときに二次被害を 防ぐこと、見かけたときに可能	教材 P. 4

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
		であれば介入することの大切さを伝える。	
まとめ	・ 全体のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性暴力をなくすためには、お互いの心と体を大切にすることが重要であると伝える。 ・ 授業の感想や考察等を、任意の用紙に自由に記入させて、回収してもよい。 	—

⑥ 授業の進め方の工夫、ワークのポイント

- 授業の進め方の工夫
 - ・ 必要に応じて、性暴力のデータや事例等を掲示して説明する。
 - ・ 性暴力は、対等な人間関係が崩れて「上下・主従関係」が生まれることで起こると理解させることが重要である。そのため、教師と生徒も人として対等な関係であることを意識しながら、授業を進める必要がある。
 - ・ 教師からの一方向のみではなく、教師と生徒の双方向や生徒間での対話が生まれるよう、質問や挙手等を交えながら授業を行う。
- ワーク（任意）を行う際のポイント
 - ・ 生徒が、他の人の考え方を尊重しながら、意見や考えの違いを認め合うようにする。
 - ・ 特に配慮が必要と思われる生徒がいれば、グループ分けにあたり十分考慮する。
 - ・ 共学で授業を行う場合は、グループ内の性別が偏らないように留意する。
 - ・ 授業の感想として被害経験を伝えてくる生徒がいる可能性を考慮し、授業の感想シート等を回収する際は、他の生徒に内容を読まれないよう十分注意する。

⑦ 参考資料

- ・ 内閣府「人と人とのよりよい関係をつくるために 交際相手とのすてきな関係をつくっていくには」
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/yobou/kyozai.html

⑧ 参考情報

- 刑法
https://elaws.e-gov.go.jp/document?law_unique_id=140AC0000000045_20200401_430AC0000000072
- 〈関連条文（抜粋）〉
- ・ 第百七十六条 強制わいせつ罪
 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。
 - ・ 第百七十七条 強制性交等罪
 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三

歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

・ 第百七十八条 準強制わいせつ及び準強制性交等罪

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。